

にやれというお話をよくわかるのでござりますが、これは法の建前上なかなか困難な、非常にむずかしい問題も含んでおるよう存じておるわけでござります。

○亀山委員 法の立て方で現在のようない手ぬるいやり方でやむを得ぬといふお話をあります。これは私から申すまでもなく、最近の二、三年の事例でも火薬工場、特に花火等の火薬工場が爆発して相当の死傷者を出し、被害を出したことは申すまでもない。私はあいう事実を見ており、さらに火薬を取り扱う者がやはり戦前と同様にダイナマイトの取扱いについては相当嚴重にこれを取り締らなければ、不測の灾害事件が起ることが予想される場合が多々ある。そこでそういうよろんなままで放つておいて一体いいかどうか。法定の立て方がむずかしいとおっしゃるが、それは今の危険に比べますれば、これはやはり銃砲火薬類取締法と同様とは申しませんけれども、保安上これに相当する程度の取締りを加えるべきではないか、こういうように思うのですが、その法の改正ということは非常にむずかしいといふのはどういう点が、それは今度の危険に比べますれば、従つて各府県知事が委任を受けてやっておるのであります。いろいろの点で非常に不行き届きといいますか、徹底しておらない。私も第一線で仕事をしておりますが、この火薬の点等につきましては、府県における担当の職員がきわめて少い。非常に大きな兵庫県みたいなところでも、火薬類等につきましての専任職員は、技師一人に技手が二人くらいで、あの広い兵庫県の監督をやっておるといふようなことで、徹底を欠くらみが非常にあったのです。御承知のように兵庫県は、あすこの家島という島に相当大きな火薬庫があるのであります。非常に離れたそういう島に一々行って監督することはなかなか困難である。しかし私どもの方としましては、とにかく法の方面については從来通産省は相立の努力をしておられると思うけれども、手がない。警察当局の方は、現地においていろいろな事情をよく知つておるの行なつて、そして不測の災害を防止する、あるいは除くといふことが望ましいと私は思うのですが、いかがでしょ

うか。どういう点がむずかしいのか、やつてやれることはないとと思うのが、その点は全然やれませんか。両省のセクショナリズムなら別だけれども、その点お伺いしたいと思います。

○坂井政府委員 おっしゃる点はよくわかるのでございますが、私どもの考え方いたしましては、とにかく通産省の監督をもう少ししごしごしていただきたい、という気持を強く持つておるわけでございます。通産省だけではないのであります。いろいろの法規、権限に基づきます。監督が各大臣、従つて各府県知事が委任を受けてやっておるのであります。いろいろの点でこれが取締りに当つておる、こういふことです。なお御質問の趣旨のある点はよくわかりますので、さらには通産省等の統計を遡げまして、今後の措置につきまして研究を進めて参りたい、こういふふうに考えております。

○亀山委員 大体御説明はわかりました。もし警察庁に最近の火薬取扱いによる——製造を含めまして、何か事故の統計がありますれば、一応お示し願いたい。特に今からお作りになる必要はないと思います。

委員長に一つお願いしたいのです。が、われわれは銃砲刀剣類等の審議に当りまして、一度適当の機会に通産省の火薬に関する当局に来てもらつて、平仄をあわせるよういろいろ御質問したいと思いますので、適当な機会に一つ当局を呼ぶように御配慮願いたい。

次に、火薬類と同様に危険なのは、最近の産業の進歩といいますか、工業の進歩に従いまして、ガス関係の事故が相当あるようあります。これは今いわゆるガス会社によるガス以外に、私もよくわかりませんけれども、圧縮ガスとか液化ガス、そういういわゆるガス性の工場その他の事故が相当多くあります。直接これには関係ござ

しまして、やはり通産省でもっと徹底した監督をやつていただき、このことが必要ではなかろうかという気がいたるわけでございます。

それから、お尋ねの法改正がむずかしいという点は、これは警察が執行機関的なふうに變つてきた建前を、この際どうするかという、警察の性格問題にも触れて参りますので、まあむずかしいのであります。いろいろの法規、権限に基づきます。監督が各大臣、従つて各府県知事が委任を受けてやっておるのであります。いろいろの点でこれが取締りに当つておる、こういふことです。なお御質問の趣旨のある点はよくわかりますので、さらには通産省等の統計を遡げまして、今後の措置につきまして研究を進めて参りたい、こういふふうに考えております。

○亀山委員 その問題について、やはり先ほどの爆発物等と同じような建前になつておりまして、執行商、いわゆる罰則がついております点に触れる問題につきましては、警察が執行機関としてこれが取締りに当つておる、こういふことです。なぜかと申しますと、この罰則がついておりまして、所持につきましては、警察が執行機関としてこれが取締りに当つておる、こういふことです。

○亀山委員 その問題について、やはり先ほどの爆発物等と同じような建前になつておりまして、執行商、いわゆる罰則がついておりまして、所持につきましては、警察が執行機関としてこれが取締りに当つておる、こういふことです。なぜかと申しますと、この罰則がついておりまして、所持につきましては、警察が執行機関としてこれが取締りに当つておる、こういふことです。

○坂井政府委員 文化財をある程度規制するということになりますが、それ漏れたものにつきましても問題は同じでございます。ただ文化財ならずとも風俗慣習その他によりまして、所持されることが常識上妥当であると思われるものにつきましては、特別の取扱いによりまして所持を認めるという方針をとりたい。そういうことで改正案を考えておる次第でございます。

○亀山委員 そうしますと、従来はたとえば父なり兄の遺品であつた刀剣類、これは文化財保護委員会において、これを文化財と認めざるものについては所持できない、今度はそれが所持できる、父のかたみ、兄のかたみを適當な人であれば所持できる、こういふふうに解釈していいわけですか。

○坂井政府委員 その通りでございます。

○亀山委員 今例をあげましたが、その他に文化財保護委員会で文化財として認めない刀剣類を所持できる場合は、今申し上げたよろなかたみとかいうふうなもの以外に何かございますか、その点ちょっとお伺いしたい。

○坂井政府委員 具体的に考えられるものとしては、お祭その他土地の風俗習慣等で、何と申しますか、ある程度認めなければならぬ事態が起らるかと存じます。

○亀山委員 それから今度この法律改定の必要に迫られたオリンピック競技

その他の体育競技につきまして、外国人から持つて入ります銃砲、ピストル等の問題であります。これに対しても、国際関係上、いろいろ手続等で從来とかく取扱いに對して問題が起つたと思うのですが、今度はどういう方針で外国選手が持つてくるピストル等を凹滑に許可されるのか、その御方針をちょっとお伺いしたい。

○坂井政府委員 拳銃は、わが国におきましては職務上持つておるもの以外は、一切所持を認めない建前をとつてきておりまして、今度の改正法におきましてもその建前をとつておる次第でございます。ただそいつを御質問のありました通り、この五月にアジア・オリンピック大会がありまして、その種目の一つにピストル競技というものがある。その際外國人が参加できない、拳銃を持てないわけでありますから参加できないということになる次第でござります。そういうふうになりますと非常に不都合がありますので、國際競技等に必要である場合には、外国人が拳銃を持って入れることを許可するというふうな、一種の特例を考えておる次第でござります。

○龜山委員 そういう場合に、一々所有者が許可を受けるということになると思いますが、それを一括して許可を受けて、その責任者に一括許可を与えていく、その責任者に国内における取扱い等に對して保証してもらおう、こういふような便法でも譲ぜられれば、一々許可証を持ち歩く、あるいはそのための手續の煩瑣を避けることができると思うのですが、こういうような国際関係の便宜上の処置といふようなことは何かお考えになつておられるか、

国内の所持と多少違うと思うのです
が、その点をお伺いしたい。
○坂井政府委員 オリンピック大会に
参加するというような特殊の事例であ
りますし、特殊の取扱いもいたそぞと
いう改正案でございますが、その特殊
の取扱いをさらに何か特殊に扱えない
かという御質問の御趣旨であると存じ
ます。この点につきましては、私主管
部長でございませんので、今後どうい
う方針でいくか、後ほどまた機会を得
まして御答弁申し上げた方がいいかと
思いますが、法の建前といたしまして
は、やはり一応個々の許可ということ
になつておる次第でございます。実際
の取扱いで、どういう便宜的な方法が
とれるかということにつきましては、
また研究してお答えいたいと思いま
す。

○亀山委員 今の問題は一つ当局でも
十分研究されまして、なるべく国際ト
ラブルの起らぬような御处置をぜひお
とり願いたい。

それから、次に警察法等の一部を改
正する法律案に関連してちょっとお伺
いしたいと思います。

現在の警察機構の問題をいろいろ考
えてみますと、私どもが懸念にたえま
せんのは、北海道の北辺のいわゆる國
境警備、あるいは壠競馬等の警備、
あるいは密航関係における取締りその
他の関係、こういう点を考えますと、
現在の警察官でいいのか、あるいはそ
の地方団体で一部負担するといふよう
な警備官よりも、むしろ全額國庫負担
で、その府県に迷惑をかけないような
警察官を配置するのがいいのじやない
か、これはその府県の利害関係といふ
よりは、国全体の利害関係に影響する

問題ですから、そういう点についての
お考えなり御意見が何かあったなら
ば、ちょっと参考にお伺いしたい。
○坂井政府委員 御質問の趣旨まことにごめんともな点があると思います
が、二十九年の警察法の改正の際に、
とにかく警察の組織の単位は都道府県
とするという大原則を打ち立てて、そ
の後その建前でやつてきておるわけで
ござります。従いまして御質問のよう
な趣旨の点は、十分検討の余地のある
問題であるとは思いますが、警察の組
織の単位の問題とからまして、今直
ちにこれをそらいうふうにするという
結論を得ておるわけではないのでござ
います。バトロールということは、今
回も多少考えて改正案をお願いしてお
るわけであります。そのほかに国境
警備の警察であるとか、あるいはまた
きわめて特殊な警察事務についての要
員である分につきましては、國が直接
めんどうを見るといふようなことも十
分考え方のある点でありますので、将来
の問題としまして研究をいたしていき
たい、こう考えております。

○龜山委員 今私が申し上げたので、
ちょっとと誤解があつたのではないか
ので、つけ加えて申し上げておきます
が、これは全額國庫負担であるけれど
も、その身分はやはり今までの警察官
と同じである、費用だけを全額國庫負
担で持つて、そうして今の辺境警備あ
るいは国境警備に充てる、あるいは國
において特に必要と認めるところにこ
れを配置する、その指揮系統は現在と
同じ府県の本部長でいい、こういふふ
うに私どもは考えるのです。その点は、
私が申し上げたような辺境等につき
ましてはどうしても考慮していかれる

のがいいのじゃないか。こういうようすに思つておりますので、その点の意見だけを申し上げます。

私の質問はこれで終ります。

○矢尾委員長 なお、通告がありますからこれを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 駕籠法の問題については後日に譲りたいと思います。

きよらは銃砲刀剣類等所持取締法案について、二点だけお尋ねをいたしておきたいと思います。第四条に「狩猟、有害鳥獸駆除、と殺人救助、漁業、建設業又は」、こういうふうにあります。が、この中の建設業が持たなければならぬという理由をちょっとお聞かせいただきたい。私ども考えて、建設業がどうして銃砲及び刀剣を持たなければならぬのか、どうもよくわからぬのです。

○坂井政府委員 私主管部長ではございませんので、今主管の者を呼んでおられますから、恐縮であります。が、しばらくあとに答弁を保留させていただきます。

○中井委員 それではもう一つお尋ねをいたしたいのだが、先ほども龜山さんからちよとお話しがありましてけれども、これまでむしろ美術品だとかそういう骨董的なもので刀剣を持つことができる。こうしたことになつておりましたが、今度はそれをむしろ逆に広げて、おやじの形見だというふうなことで、もう持てるということになりますと、親分の形見だ、こういうことになつて、これは大へんなことになりますせぬかと私は思ひ。先ほど私はあなたの答弁を伺つておつて、その点非常にどうも重大だと思ひますので、そういう点についての考え方を、この

際やはり委員会としては統一をしておかなくちゃならぬ。それはもう大へんですよ。あなたも御存じかもしければ、去年別府で暴力団同士の争いがあつた。みんな刀剣を持つておる。それで別府の市警が、そういうものを持つておつては困るじゃないかと言つたら、これはみんな美術品だ、おい君食え、と言つて、刀剣でちょっととソングを突いて警察官の前に出したとか出さぬとかいう話まで聞いております。そこで、これはせつからくこういうものを作りになるのですから、その辺のところをはつきりしてもらわぬと、委員会としてはちょっと困るのだがな。これはどうなんですか。文化財保護委員会に登録するということを書いておりますが、これはもちろんそういうことでしようがね。しかしそれはだれでもいいのですか。そういうものについても制限的なものを私は設けるべきだと思ふ。第五条に書いてありますね。こういうものは許可を取り消すとかなんとか書いてあります、どうもそれには当てはまりそうにありません。この点についても私は政府委員のはつきりした答弁を伺わぬと、この刀剣取締法案そのものについては、社会党としましてはまだ党議がまとめておりませんが、大体の方向は、とにかくこういふ暴力さを防ぐための法律であるならば、反対する筋合いではありますけれども、内容にそういう盲点があるようでは、これはちょっと問題です。その点はどうでしょ。

要なもの等を除きまして、極力押えたいと、いう気持は、この法改正の一貫した考え方でございます。ただ御指摘のありましたように、第四条に、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者については、特別の取扱いで所持を認めるというふうに除外例を設けたのでございますが、この外例を広範に適用いたしますと、御指摘のような点がたくさん出てくるわけござります。従いましてこれはほんとうに必要やむを得ないものだけに限るということでやつていただきたい。従いまして、この第五条にいろいろ不適格の条項が書いてあります。この第六号に「人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者」というところで、暴力団その他はきつかりと所持を認めないということでやつていく方針でございます。

○中井委員 今の答弁ではまだ不十分

だと思ひます。中川君が来ましてからこの点ははつきり確かめておきたい。

建設業の関係はどうですか。建設業

はどちらで、暴力団その他はきつかり

と所持を認めないということでやつて

いく方針でございます。

○中井委員 今の答弁ではまだ不十分

だと思ひます。中川君が来ましてから

この点ははつきり確かめておきたい。

建設業の関係はどうですか。建設業

はどちらで、暴力団その他はきつかり

と所持を認めないといふことでやつて

いく方針でございます。

○川村(継)委員 関連——今の刀の持

ち歩きですが、近ごろ非常に剣道が盛んになつてきて、それにわんざりいろ居合の練習がまた非常に盛んになつてきた。そうすると、本刀ではど

うも居合といふものは目的も達しないといふ氣持は、この法改正の一貫した考え方でございます。ただ御指摘のありましたように、第四条に、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者については、特別の取扱いで所持を認めるというふうに除外例を設けたのでございますが、この外例を広範に適用いたしますと、御指摘のようないい点がたくさん出てくるわけござります。従いましてこれはほんとうに必要やむを得ないものだけに限るということでやつていただきたい。従いまして、この第五条にいろいろ不適格の条項が書いてあります。この第六号に「人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者」というところで、暴力団その他はきつかりと所持を認めないといふことでやつていく方針でございます。

○中井委員 今の答弁ではまだ不十分

だと思ひます。中川君が来ましてから

この点ははつきり確かめておきたい。

建設業の関係はどうですか。建設業

はどちらで、暴力団その他はきつかり

と所持を認めないといふことでやつて

いく方針でございます。

○中井委員 今の答弁ではまだ不十分

だと思ひます。中川君が来ましてから

この点ははつきり確かめておきたい。

建設業の関係はどうですか。建設業

はどちらで、暴力団その他はきつかり

と所持を認めないといふことでやつて

いく方針でございます。

○川村(継)委員 関連——今の刀の持

ち歩きですが、近ごろ非常に剣道が盛んになつてきて、それにわんざりいろ居合の練習がまた非常に盛んになつてきた。そうすると、本刀ではど

うものに名をかりて、結局ほんとうの居合の道を練磨する人じやない人たちが、これでりばに取り縛つていかななければならぬ。居合の練習あるいは居合術の練磨にはげむ人たちは、必ず刀を持って出るわけです。こういふものについてどういうふうに考えておられるかといふことは、今の質問等に関係して重要な問題だと思いますが、この点も一つはっきりと見解を明らかにしておいていただきたいと思います。

○増井説明員 お答え申し上げます。ただいまの刀剣等を居合あるいはその他、社会的な必要性と申しますか、そういう必要性に基づまして携帯される、あるいは運搬されるということをこの法律では禁止することを趣旨としておりません。通常業務上の用途、商用であるとか、あるいはその携帯、運搬すること自体につきまして、通常社会的に認められるような必要性がございませんならば、それは禁止の対象とはいたさないのでございまして、必要もないのに刀剣を持ち歩いておるとか、あるいは暴力あるいは銃砲、傷害というような状態が大体予想せられまして、そういう状態において刀剣を運搬されるあるいは携帯されるといふことをこの法律は規制して参らう、

などうして銃砲刀剣が要るのか。——この点は重要ですから、政府において見解の統一をきちっとはかつてもらつて、この次にはつきり返事をしてもらいたい。おそらくこれは自由党の皆さんだつて同じ御意見だらうと思いまして、この次にはつきり返事をしてもらいたい。おそらくこれは自由党の皆さんだつて同じ御意見だらうと思いまして、この次にはつきり返事をしてもらいたい。——

○川村(継)委員 それはそうでなければならぬと思います。ほんとうに居合の道を練磨する人は、これは自分の心身の鍛錬としてやるのですから、これを悪用したりなどするようなことは絶対あり得ないし、またちゃんと法規に従つて刀等の取扱いをりっぱに始末をしてくれる人だと思うのです。ただ今

○川村(継)委員 関連——第三条第一項の所持ということですが、たとえばビストルとかなんとかいふものは、その仕事のために始終持ち歩くといふことがあるのですが、刀剣は職務上始終つけているといふものもあるかもしません。それで、從来そういうことですかなり

○増井説明員 ただいまの問題は、登録刀剣の御質問のように存じておりますが、登録刀剣につきましては、文化財として価値のある刀剣であるということを、文化財保護委員会の方で刀剣審査会の方が御認定になりまして、その価値ある刀剣を保存しようという趣旨から、登録の制度が生まれて参ったのであります。従いまして、登録を得られました刀剣である限りは、所有権等につきましては、あるいは所持につきましては、現行法ではどなたが持たれていい、こういう規定になつてゐます。従いまして、登録を得られた刀剣である限りは、所有権等につきましては、あるいは所持につきましては、現行法ではどなたが持たれていい、こういう規定になつてゐます。従いまして、登録を得られるのでございます。ただし、その現実に登録を受けられた品物であるかどうかといふことにつきましては、登録証

んが、ことに文化財なんかの関係からいきますと、これはむしろ始終所持しているんじゃないなくて、運搬するとか携帯、そういうものに対する問題は、所有権、そういうものに対する問題は、所有権を確保している意味でなくて、届出をしておるわけです。そういう場合に、くるんじやないかということを心配しておるわけですが、その辺はどういうふうにお考えになるわけですか。

○増井説明員 私ども今回の法律改正の趣旨から考えまして、一面現在の刀剣、銃砲が悪用をされないという方向に進んだり、あるいは結局取り締めれば、結局こういうものが誤まつた方向に進んだり、あるいは結局取り締めなければならぬものを逃がしてしまつたり、そういう結果になるんじやないか、こういう点を非常に心配するわけです。その点をよく考えておりますが、その許可をされたならば運んでいけますか。

○増井説明員 ただいまの問題は、登録刀剣の御質問のように存じておりますが、登録刀剣につきましては、文化財として価値のある刀剣であるということを、文化財保護委員会の方で刀剣審査会の方が御認定になりまして、その価値ある刀剣を保存しようという趣旨から、登録の制度が生まれて参ったのであります。従いまして、登録を得られました刀剣である限りは、所有権等につきましては、あるいは所持につきましては、現行法ではどなたが持たれていい、こういう規定になつてゐます。従いまして、登録を得られるのでございます。ただし、その現実に登録を受けられた品物であるかどうかといふことにつきましては、登録証

のような点につきましても、私ども今後も運用につきましては十分留意しておるつもりと考えております。

○北山委員 関連して……資料的なことなんですが、銃砲や刀剣類といふようなものは、現在登録あるいは許可を受けておるもの、それ以外に潜在しておるもののが相当あるんじやないかと

思ひます。それで、それらの点についても調べてみなければわからぬでしょ

う。それを許可を受けなかつたものだ

というようなケースが相当数あると思
うのですが、そういう犯罪に使用され
て許可を受けないで持つておった武
器、拳銃とかあるいは刀剣類、そ
うものから推定をして、一休警察厅と
してはそういう潜在しておる銃砲、刀
剣類がどの程度にあるものかといふこ
とを考えておられるが、それが一つで
あります。

それからなおそういう武器銃砲等で
すが、その源、源というのは製造し
ますが、その源、源といふのは製造し
ております。それからこれを大量に
持つておる軍隊、警察、そういうものが
一つの源になつておるわけですが、軍
隊から流れる、あるいは警察から流れ
る、特に米軍がおりますので、米軍か
ら流れる拳銃等があるのではないか、
こういうふうに思いますが、それらの
点についてはどういうふうにお考えに
なつておるか、調査資料等があればそ
れをお示しをいただきたい。

もう一つは警察の内部の拳銃の管理
ですが、拳銃によつていろいろな事故
を起している数が相当あるのではない
か。新聞等で見ますと、拳銃の暴発に
よつて人を殺傷したというような事件
もあるようですが、そういう事
故がどれくらいあるのか、あるいは警
察の持つておる拳銃等が外部へ流れ
る、亡失をするとか紛失をする、ある
いはとられてしまふ、あるいはまた警
察官がこれを充つてしまふという例も
あるようあります。そういうケース
がどの程度にあるのか、これらの点
について一つ御説明を願いたいと思
います。

○増井説明員 許可を得ておらない刀
剣、あるいは登録されておらない刀剣
がどの程度現在あるかという問題でご
ざいます。ただ現在許可を受けてお
る銃砲刀剣の数でございますが、大体
にいたしましてお手元に資料としてお
配りいたしました中にあると記憶いた
すのでござりますが、大体銃砲刀剣の
許可に関しましては約五十万ほどと存
じております。空氣銃、獵銃それから
獵用刀なんかをひつくるめて、ざつと
五十五万ではなかろうかと考えておりま
す。

それから登録されました刀剣と申し
ますのは、やはり五十万か五十五・六
万だつたと思います。最近の登録状況
は、年間やはり四万ないし五万とい
うような数字が出て参つておるようど
ざいます。そういう数字が上つて参り
ますのは、たまたま何かの機会に蔵の
掃除をやつておるときに発見されたと
いうのが多いようだございまして、そ
の際に登録刀剣として文化財保護委員
会の方に届出をされて登録されてくる
ということのようでございます。

それから許可銃砲刀剣につきまして
は、これは社会的な必要性があるもの
でござりますから、そのつど受けて
参つておるようであります。

○北山委員長 なほ暴力團等が使つた數字でござ
いますが、これは許可をされた刀剣、そ
れから許可をされないもの、そして
正規に許可を受けたものでも使用方法
を誤つたものということで、そういう
数字も出てきております。

なお最近起りました別府事件、それ
から東京に起きました巣鴨事件です
が、それとあとの取締りの結果を調べ
てみると、やはり正規に許可を受け
ておる、あるいは登録を受けておると

ざいますが、この数字につきましては
私どもはつきりとつかんでいないので
ござります。ただ現在許可を受けてお
る銃砲刀剣の数でございますが、大体
にいたしましてお手元に資料としてお
配りいたしました中にあると記憶いた
す。

それから拳銃でござりますが、拳銃の
取締りにつきまして、特に私どもあら
ゆる方面から取締りをやっておるので
ござりますが、大体年間で四百丁から
四百五十丁前後の取締りをやっておる
のでござりますが、やはり依然數は減
らなさいとうよな状況でござります。
これはどこから出るのかといふ御質
問でございますが、ずっと過去から旧
軍隊時代の拳銃を使って、あるいは不
法事犯を犯しておるというような事例
もあるようでござります。それからま
た最近S.W.といふか、アメリカ製の拳
銃なども取締りの対象となつた方に
お出でおるようであります。その源はど
うかというお話をございますが、やは
り私どもといたしましては、米軍関係

いたしまして監察に關すること
もござりますが、警察法等の一部を改正する
法律案について逐条説明をまだ受けて
おりませんので、この際逐条説明を求
めることにいたしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

○矢尾委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

いたしまして監察に關すること

もござりますが、警察法等の一部を改正する
法律案について逐条説明をまだ受けて
おりませんので、この際逐条説明を求
めることにいたしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

○矢尾委員長 御異議なければ、逐

条説明を求めるにいたします。坂

井官房長。

○坂井政府委員 警察法等の一部改正
につきまして、すでに一部御質問を受
けたあとで説明するのは恐縮であります
が、この際御説明を申し上げたいと
思います。

この法律案は、二カ条から成り立つ
ておりますが、第一条では警察法の一
部を改正せんとするものであり、第二
条では道路交通取締法の一部を改正せ
んとするものであります。

まず警察法の改正から御説明申し上
げます。

その第一は、第五条第二項の改正で
あります。本項は国家公安委員会の權
限について規定していますが、今回新
たに第五号として「全国的な幹線道路
における交通の規制に關すること」を

加えました。最近における交通機関の

発達に伴う交通事故の激増について

は、すでに御承知の通りであります

が、特に全国的幹線道路における交通

は、全国的立場での統一的規制取締り

を必要とする面があるのであります

て、これは、あとで御説明いたします

は、全国的立場での統一的規制取締り

を必要とする面があるのであります

が、特に全国的幹線道路における交通

は、全国的立場での統一的規制取締り

を必要とする面があるのであります

て、これは、あとで御説明いたします

状況で、これらに關する事務を適切に処理し、必要な企画、調査を行い、都道府県警察がこれらの部門について時代に即応し、国民の要望に沿う運営をするよう指導する必要があるので、第二十三条の二を設けまして、少年、防犯、保安、交通等に關する事務をもっぱら所掌する保安局を新設しようとするものであります。また從來警務部で所掌していた裝備の事務を長官官房に移すなど、他の部局の所掌事務にもの機会に合理的改編を加えますとともに、昨年八月一日から新たに局制を採用いたした自治庁、行政管理庁、經濟企画庁等の各庁に比べまして警察庁は、規模も格段に大きいのみならず、附屬機関、地方機関も有しているものであります。この際現在の部課制にかえて局課制をとることにしようとします。

第三は、第三十一条の改正であります。現行法におきましては、管区警察局に給務部、公安部及び通信部の三部を置くこととされておりますが、大都市を管内に有する管区警察局の特殊性に即応し、及び警察庁内部部局の再編成に対応いたしまして、関東管区警察局及び近畿管区警察局につきましては、現行の三部のほかに新たに保安部を置き、四部とすることうとするものであります。

第四は、東京都の区域における警察通信施設の維持管理、その他警察通信に関する事務を分掌している現在の東京都通信部を、関東管区警察局の下部機構からはずして警察庁の地方機関として、東京都警察通信部を設けようとする第三十三条の改正であります。その理由は、現在通信に關する事務につ

きましては、その他の事務とは異なり、東京都の区域は、関東管区警察局の管轄に属しており、その下部機関として東京都通信部が置かれております。しかしながら、東京都通信部は首信部を指揮監督することは能率上適当でないので、その他の警察事務の運営を設けようとするものであります。

北海道において方面本部を設けておられますのは、北海道の区域が広く、交通上から見ても、地理的環境から見て他の府県と異なるためであります。現在の五つの方面本部のうち、道警察本部の所在地を管轄している方面本部、すなわち札幌方面本部については、方面本部を廃止し、道警察本部の直轄として、人員、経費の節減をはかるとともに、これによつて生じた余剰人員の適正な配置を行わんとするものであります。

第五は、第二条の改正の道路交通取締法の改正について申し上げます。

現行法におきましては、すべての道路における諸車の最高速度の制限その他の交通規制は、その道路の区域を管轄する都道府県公安委員会の権限と

在、北海道におきましては、新任の警察官に対する教育訓練を行うため、方面ごとに方面警察学校を設けておりましたが、その後の実績にかんがみましても、道における新任者の教養の充実度一を期することが望ましいので、道警察学校におきまして、まとめて初任教養を行うことにしてやうとするのが第五十四条の改正であります。

次に、移動警察に関する第六十六条の改正についてであります。第一項においては、現行の「協議により定められた」という規定をより明瞭ならしめるため、「協議して定めたところに

より」移動警察の権限を行ひ得るよう改めるとともに、新たに第二項を加え、「以上の都道府県警察の管轄区域に改めること」といたしております。次は、北海道警察の組織に関する第四十六条、第五十一条及び第五十四条の改正であります。

北海道において方面本部を設けておられますのは、北海道の区域が広く、交通上から見ても、地理的環境から見て他の府県と異なるためであります。現在の五つの方面本部のうち、道警察本部の所在地を管轄している方面本部、すなわち札幌方面本部については、方面本部を廃止し、道警察本部の直轄として、人員、経費の節減をはかるとともに、これによつて生じた余剰人員の適正な配置を行わんとするものであります。

次に、第二条の改正の道路交通取締法の改正について申し上げます。

現行法におきましては、すべての道路における諸車の最高速度の制限その他の交通規制は、その道路の区域を管